

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案 参照条文

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）  
第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

第四十四条 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

② 法人ノ目的ノ範圍内ニ在ラサル行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帶シテ其賠償ノ責ニ任ス

第五十条 法人ノ住所ハ其主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第三百六条 左ニ掲ケタル原因ヨリ生シタル債權ヲ有スル者ハ債務者ノ総財産ノ上ニ先取特權ヲ有ス

- 一 共益ノ費用
- 二 雇用關係
- 三 葬式ノ費用
- 四 日用品ノ供給

第六百四条 賃貸借ノ存続期間ハ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ賃貸借ヲ為シタルトキハ其期間ハ之ヲ二十年ニ短縮ス

② 前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得但更新ノ時ヨリ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス

○ 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）（抄）

第十一条 都道府県知事埋立ヲ免許シタルトキハ其ノ免許ノ日及第二条第二項第一号乃至第三号ニ掲グル事項ヲ告示スヘシ

第十三条ノ二（略）

② 第三条、第四条第一項及第二項並第十一条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立地ノ用途ノ変更ノ許可ニ関シ第四条第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立区域ノ縮少又ハ設計ノ概要ノ変更ノ許可ニ関シ之ヲ準用ス

第二十二條 (略)

② 都道府県知事前項ノ竣功認可ヲ為シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ告示シ且地元市町村長ニ第十一条又ハ第十三条ノ第二項ノ規定ニ依リ告示シタル事項及免許条件ヲ記載シタル書面並關係図書ノ写ヲ送付スベシ

③ (略)

第二十七條 第二十二條第二項ノ告示ノ日ヨリ起算シ十年間ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有權ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継人当該埋立地ニ付所有權ヲ移轉シ又ハ地上權、質權、使用貸借ニ依ル權利若ハ貸貸借其ノ他ノ使用及収益ヲ目的トスル權利ヲ設定セムトスルトキハ当該移轉又ハ設定ノ当事者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 權利ヲ取得スル者ガ国又ハ公共団体ナルトキ

二 滞納処分、強制執行、担保權ノ実行トシテノ競売(其ノ例ニ依ル競売ヲ含ム)又ハ企業担保權ノ実行ニ因リ權利ガ移轉スルトキ

三 法令ニ依リ収用又ハ使用セラルルトキ

②・③ (略)

第二十九條 第二十四條第一項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有權ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継人ハ第二十二條第二項ノ告示ノ日ヨリ起算シ十年内ニ埋立地ヲ第十一条又ハ第十三条ノ第二項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ト異ル用途ニ供セムトスルトキハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ公用又ハ公共ノ用ニ供セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

②・③ (略)

第四十七條 本法ニ依リ都道府県知事ノ職權ニ属スル事項ハ政令ノ定ムル所ニ依リ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケシムルコトヲ得

② (略)

○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

(公有財産の範圍及び分類)

第二百三十八條 (略)

2・3 (略)

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(公有財産に関する長の総合調整権)  
第二百三十八条の二 (略)

2 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第二百三十八条の四第二項の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権の設定若しくは同条第四項の規定による行政財産の使用の許可で 当該普通地方公共団体の長が指定するものをしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

3 (略)

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 6 (略)

(普通財産の管理及び処分)

第二百三十八条の五 (略)

2 (略)

3 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

4 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。

5 普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

6 8 (略)

○ 海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五号）（抄）

第二条 左の各号の一に該当する場合には、この法律による海難が発生したものとする。

- 一 船舶に損傷を生じたとき、又は船舶の運用に関連して船舶以外の施設に損傷を生じたとき。
- 二 船舶の構造、設備又は運用に関連して人に死傷を生じたとき。
- 三 船舶の安全又は運航が阻害されたとき。

○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

（国有財産の分類及び種類）

第三条 （略）

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

- 一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）第二条第二号の職員をいう。）の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの
  - 二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの
  - 三 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの
  - 四 企業用財産 国において国の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの
- 3・4 （略）

（処分等の制限）

第十八条 行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。ただし、行政財産である土地について、その用途又は目的を妨げない限度において、国が地方公共団体若しくは政令で定める法人と一棟の建物を区分して所有するためこれらの者に当該土地を貸し付け、又は地方公共団体若しくは政令で定める法人がその経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合においてこれらの者のために当該土地に地上権を設定するときは、この限りでない。

2・5 （略）

（貸付期間）

第二十一条 普通財産の貸付けは、次の期間を超えることができない。

- 一 植樹を目的として、土地及び土地の定着物（建物を除く。以下この条及び第二十七条において同じ。）を貸し付ける場合は、六十年

- 二 前号の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、三十年
- 三 建物その他の物件を貸し付ける場合は、十年

2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間をこえることができない。

(貸付料)

第二十三条 普通財産の貸付料は、毎年定期に、これを納付させなければならない。但し、数年分を前納させることを妨げない。

(貸付契約の解除)

第二十四条 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これに因つて生じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に対し、その補償を求めることができる。

○ 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）（抄）

(定義)

第一条の二 この法律において「水先」とは、水先区において、船舶に乗り込み当該船舶を導くことをいう。

2 この法律において「水先人」とは、一定の水先区について水先人の免許を受けた者をいう。

3 (略)

(強制水先)

第十三条 次に掲げる船舶（海上保安庁の船舶その他国土交通省令で定める船舶を除く。次項において同じ。）の船長は、水先区のうち政令で定める港又は水域において、その船舶を運航するときは、水先人を乗り込ませなければならない。ただし、日本船舶又は日本船舶を所有することができ者が借入れ（期間傭船を除く。）をした日本船舶以外の船舶の船長であつて、当該港又は当該水域において国土交通省令で定める一定回数以上航海に従事したと地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が認めるもの（地方運輸局長の認定後二年を経過しない者に限る。）が、その船舶を運航する場合は、この限りでない。

一 日本船舶でない総トン数三百トン以上の船舶

二 日本国の港と外国の港との間における航海に従事する総トン数三百トン以上の日本船舶

- 三 前号に掲げるもののほか、総トン数千トン以上の日本船舶
- 2 (略)

(水先の制限)

第十四条 (略)

- 2 水先人の業務の停止の処分を受けている水先人は、水先をしてはならない。

(水先修業生の帯同)

第二十一条 水先人は、水先修業生一人を水先をすべき船舶に伴うことができる。

- 2 水先人は、水先修業生二人以上を水先をすべき船舶に伴おうとするときは、船長の承諾を得なければならない。

(水先料)

第二十二条 水先人は、水先をしたときは、船舶所有者又は船長に対し、水先料を請求することができる。

- 2 (略)

(水先約款)

第二十二條の二 水先人は、水先約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の水先約款が利用者の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該水先人に対し、その水先約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 3 水先人は、第一項の水先約款をその事務所において利用者に見やすいように掲示しておかなければならない。

(水先人会の会則)

第二十二條の四 (略)

- 2 水先人会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び事務所の所在地

- 二 (略)

- 三 入会及び退会に関する規定
  - 四 会議に関する規定
  - 五 合同事務所の設置及び運営に関する規定
  - 六 水先修業生の修習に関する規定
  - 七 (略)
  - 八 その他重要な会務に関する規定
- 3 (略)

第二十七条 水先人は、水先区において次の事項を認めるときは、直ちに、その状況を最寄りの地方運輸局等に届け出なければならない。

- 一 航路又は航路標識に異変があること。
- 二 航路の障害となるべき物があること。
- 三 その他航行上危険のおそれのある事実があること。

○ 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) (抄)  
(定義)

第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。

2～5 (略)

6 前項第一号から第十一号までに掲げる施設で、港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によつて認定したものは、港湾施設とみなす。

7～9 (略)

(港湾計画)

第三条の三 (略)

2～8 (略)

9 重要港湾の港湾管理者は、第七項の規定による通知を受けたとき又は港湾計画について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。

10・11 (略)

(国が負担し又は補助した港湾施設の譲渡等)

第四十六条 港湾管理者は、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を譲渡し、担保に供し、又は貸し付けようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。但し、国が負担し、若しくは補助した金額に相当する金額を国に返還した場合、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が三年の期間内である場合はこの限りでない。

2 (略)

○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百十九号)(抄)

(海技士の免許)

第四条 船舶職員になろうとする者は、海技士の免許(以下「海技免許」という。)を受けなければならない。

2・3 (略)

(小型船舶操縦士の免許)

第二十三条の二 小型船舶操縦者になろうとする者は、小型船舶操縦士の免許(以下「操縦免許」という。)を受けなければならない。

2・3 (略)

別表第三(第十七条の十九関係)

船舶職員養成施設	施設及び設備	条件
一 三級海技士(航海)養成施設、四級海技士(航海)養成施設、 五級海技士(航海)養成施設、六級海技士(航海)養成施設	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考

一 「三級海技士(航海)養成施設」、「四級海技士(航海)養成施設」、「五級海技士(航海)養成施設」及び「六級海技士(航海)養成施設」とは、それぞれ三級海技士(航海)、四級海技士(航海)、五級海技士(航海)及び六級海技士(航海)の養成を行うための船舶職員養成施設をいう。

二(五) (略)

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）

（他の法令との関係）

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

（事情変更による決定の取消等）

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

3・4 （略）

（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四條の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

○ 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第三百三十三号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「公害防止事業」とは、次に掲げる事業であつて、事業者の事業活動による公害を防止するために事業者による費用の一部又は一部を負担させるものとして国又は地方公共団体が実施するものをいう。

一 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される緑地その他の政令で定める施設の設置及び管理の事業

二 汚でいその他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他の政令で定める事業

三 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地若しくは農業用施設又はダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五十五号)第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。)により土壌が汚染されている土地について実施される客土事業、施設改築事業その他の政令で定める事業

四 下水道その他の施設で特定の事業者の事業活動に主として利用される政令で定めるものの設置の事業

五 工場又は事業場の周辺にある住宅の移転の事業その他の事業であつて第一号から第三号までに掲げる事業に類するものとして政令で定めるもの

3 (略)

○ 海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)(抄)

(衝突を避けるための動作)

第八条 船舶は、他の船舶との衝突を避けるための動作をとる場合は、できる限り、十分に余裕のある時期に、船舶の運用上の適切な慣行に従つてためらわずにその動作をとらなければならない。

2 船舶は、他の船舶との衝突を避けるための針路又は速力の変更を行う場合は、できる限り、その変更を他の船舶が容易に認めることができるように大幅に行わなければならない。

3 船舶は、広い水域において針路の変更を行う場合においては、それにより新たに他の船舶に著しく接近することとならず、かつ、それが適切な時期に大幅に行われる限り、針路のみの変更が他の船舶に著しく接近することを避けるための最も有効な動作となる場合があることを考慮しなければならない。

4 船舶は、他の船舶との衝突を避けるための動作をとる場合は、他の船舶との間に安全な距離を保つて通過することができるようその動作をとらなければならない。この場合において、船舶は、その動作の効果を当該他の船舶が通過して十分に遠ざかるまで慎重に確かめなければならない。

5 船舶は、周囲の状況を判断するため、又は他の船舶との衝突を避けるために必要な場合は、速力を減じ、又は機関の運転を止め、若しくは機関を後進にかけることにより停止しなければならない。

○ 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（抄）  
（指定の取消し）

第十三条 国土交通大臣は、指定法人が、次の各号の一に該当するときは、第二条第一項の指定を取り消すことができる。

一 外貿埠頭業務を適正に実施することができないと認められるとき。

二・三 （略）

2～4 （略）

○ 借地借家法（平成三年法律第九十号）（抄）

（借地権の存続期間）

第三条 借地権の存続期間は、三十年とする。ただし、契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。

（借地権の更新後の期間）

第四条 当事者が借地契約を更新する場合には、その期間は、更新の日から十年（借地権の設定後の最初の更新にあつては、二十年）とする。ただし、当事者がこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。

○ 運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）（抄）

（業務の範囲等）

第二十条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〜七 （略）

八 次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める資金を貸し付けること。

イ 海上旅客運送事業者又は旅客船貸渡業者 国内旅客船の改造に必要な資金

ロ 海上貨物運送事業者又は貨物船貸渡業者 国土交通省令で定める総トン数未滿の鋼製の貨物船（船舶安全法にいう遠洋区域を航行区域とするものを除く。）の改造に必要な資金

ハ 特定係留船活用事業を営む海上運送事業者 余剰船舶等を当該特定係留船活用事業の用に供する係留船に改造するために必要な資金

ニ 海洋汚染防止設備を船舶に設置する者 当該設備の設置に必要な資金

九 次に掲げる者がするそれぞれ次に定める資金の借入れに係る債務について保証すること（イに定める資金の借入れに係る債務についての保証にあつては、イに規定する貨物船の竣工までの間に限る。）。

イ 老朽貨物船の解撤又は貨物船の輸出を行つて鋼製の貨物船（船舶安全法にいう遠洋区域を航行区域とするものを除く。）を建造する海上貨物運送事業者又は貨物船貸渡業者 金融機関からの当該解撤若しくは輸出又は建造のため必要な資金の借入れ

ロ 第五号の規定により建造した貨物船を事業団と共有している海上貨物運送事業者又は貨物船貸渡業者 金融機関からの当該事業の継続に必要な資金の借入れ

ハ 海上運送の利用の増進に資する施設であつて国土交通省令で定めるものを整備する者 金融機関からの当該整備のため必要な資金の借入れ

十〜十七

259

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないうちがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定

めるところにより設立される法人をいう。

2 (略)

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～4 (略)

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二～五 (略)

3 (略)

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～5 (略)

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3～5 (略)

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

254 （略）

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）（抄）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等の確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六 （略）

七 海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者で使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること。

八 前号の規定により船舶を建造する海上運送事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは改造又は保守若しくは修理に関する技術的援助を行うこと。

九 民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金（以下この項において「試験研究資金」という。）に充てるための助成金を交付すること。

十 金融機関からの試験研究資金の借入れに係る利子の支払に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

十一 試験研究資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

- 十二 政府以外の者の委託を受けて、高度船舶技術に関する試験研究を行うこと。
- 十三 高度船舶技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 十四 高度船舶技術に関する調査を行うこと。
- 十五 運輸技術に関する基礎的研究を行い、その成果を普及すること。
- 十六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2・3 (略)

#### 附 則

##### (業務の特例)

第十一条 機構は、当分の間、第十二条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）第十九条第一号の規定により改造した国内旅客船を第四条第六号イ又はロに掲げる者に、旧事業団法第二十条第一項第五号の規定により建造した貨物船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう近海区域を航行区域とするものに限る。）を旧事業団法第二条第九号の海上貨物運送事業者又は同条第十号の貨物船貸渡業者に、それぞれ使用させ、及びこれらの船舶をこれらの者に譲渡すること。
- 二 旧事業団法一部改正法附則第八条の規定による廃止前の造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第三百号）第九項において「旧協会法」という。）第二十九条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。

三〇六 (略)

2・3 (略)

- 4 この法律の施行の際現に旧事業団法第二十条第一項第二号に掲げる業務に関し同条第七項の規定により事業団が締結している協定、同条第一項第八号の規定により事業団が締結している貸付契約及び同項第九号の規定により事業団が締結している保証契約に係る事業団の業務については、この法律の施行後は機構が行うものとし、これらの規定及び同条第八項の規定は、これらの業務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

5〇10 (略)

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）  
（定款の作成）

第五百七十五条 合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」と総称する。）を設立するには、その社員になろうとする者が定款を作

成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 (略)

(特別清算事件の管轄)

第八百七十九条 第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、法人が株式会社の子会社（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次項において同じ。）の議決権の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条において「親法人」という。）について特別清算事件、破産事件、再生事件又は更生事件（以下この条において「特別清算事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社についての特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

254 (略)